

規範 1

猟銃等保管管理規程

(猟銃等保管及び管理の方法)

第1条 当社は、猟銃等の保管は金属製ロッカー等の堅固な設備に収納し入口には警報装置を設置する。また、陳列ケースを設け保管する場合には、ガラス全面には金属製防護設備を設けガラス扉若しくは金属製防護設備に警報装置を設置し、その設備の維持管理に努め盜難防止を図る。

(保管設備への猟銃等の出し入れ方法)

第2条 保管設備からの猟銃等の出し入れは、当社の従業員以外の者には取り扱わせない。また、猟銃等の出し入れの際は入口の扉は確実に施錠し1日の就業終了時には、入口の扉の施錠及び警報装置が確実か保管設備管理者が確認する。

(猟銃などの取り扱い者及び帳簿の記載者)

第3条 猟銃等の取り扱いは、当社の従業員以外の者には取り扱わせない。また、帳簿の記載については、その都度記載を行い1日の就業終了時に事業主若しくは管理者が確認する。

(不良品の管理及び処理の方法)

第4条 保管設備に収納している猟銃等で商品又は使用（部品調達用は除く。）に適しない猟銃等は処分する。

(来訪者の監視方法及びその他の防犯措置)

第5条 当社への来訪者の監視方法は、店舗出入口来訪者を告げる装置を設置するか、就業時には常時来訪者を監視する体制を整備する。また、夜間・休日等の防犯措置は店舗出入り口に金属製防護設備・窓等には金属製格子または網入りガラスを設置し警報装置を設置する。